

さわやかロード美化活動事業



目的 市道及び生活道（条件あり）を良好な状態に保全し、地域コミュニティの醸成と環境意識の高揚を図り、住民協働のまちづくりを推進する。

対象団体 行政区、子供会、婦人会、地域ボランティア団体など（団体は概ね5人以上で構成）

対象事業 市道及び生活道の草刈り作業（市道の路肩から概ね1m以上の範囲）但し11月以降に実施される草刈作業は対象になりません。

※対象となる生活道は、次の条件のすべてを満たす道路です。

- 道路幅員が2m以上であること。
- 法定外公共物（赤線）を含んでいること。
- 起点が公道に接していて、2戸以上の住宅が接している道路の共用部分であること。

※草の処分及び作業にかかる事故などへの対応は、各団体の責任において行ってください。なお、市民総合賠償責任保険の対象となっています。事故などが発生した場合は、速やかに総務課へ連絡してください。

報償金の額 作業1回目に実施された道路延長（片側）で100mあたり1,000円（100m未満については、切り捨て）の額です。
作業2回目以降は無償でお願いします。

手続きの流れ

- ①作業計画の認定申請（作業計画書の提出：5月末締め切り）
- ②作業計画確認（認定された後、作業してください）
- ③作業報告（写真添付：作業前、作業中、作業後）
※10月末までの作業が対象です。
- 作業終了後、速やかに提出してください。
- ④実績確認→交付決定→請求（報告時に提出される場合は日付を未記入で提出）
- ⑤報償金の交付
※申請書の様式は、建設課に備え付けてあります。
また、市ホームページからもダウンロードできます。

[トップページ](#) > [イベント・募集](#) > [募集（事業関係）](#)

申請・問い合わせ先 建設課 [☎0837(52)1116]

戦没者等遺族に対する第十一回特別弔慰金の申請受付開始

●特別弔慰金の趣旨 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で公務等のため国に殉じたもとの軍人、軍属及び準軍属の人々に思いをいたし、その遺族に対して国として改めて弔慰の意を表すため、支給するものです。

●支給対象者 令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受けれる人（戦没者等の妻や父母等）がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

- ・戦没者等の死亡当時のご遺族で
1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2 戦没者等の子
3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続
き1年以上の生計関係を有し
ていた人に限ります。

- 支給内容 額面25万円、
5年償還の記名国債
- 請求期間 令和2年4月1日～
令和5年3月31日
- 請求窓口・問い合わせ先
地域福祉課
[☎0837(52)5227]
美東総合支所総合窓口課
[☎08396(2)5000]
秋芳総合支所総合窓口課
[☎0837(62)1905]

美祢市シルバー人材センター入会説明会

- 日時・場所 4月16日㈭
・9時 美東事務所
・10時30分 秋芳事務所
・14時 美祢事務局
美祢市シルバー人材センターでは、臨時のかつ短期的その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、仕事の提供を行います。職業紹介事業及び労働者派遣事業も行っています。
- 問い合わせ先
美祢市シルバー人材センター美祢事務局
[☎0837(53)0541]

山口県立大学令和2年度前期公開授業

山口県立大学では、大学生が受けている授業科目の一部を、広く地域の皆さんにも公開しています。

学生と一緒に受講してみませんか。

- 開講期間 4月頃～7月頃
(授業ごとに異なる)

- 授業科目（前期：3科目）
 - ①【アジア外交史】日本を含むアジア地域の外交史を学びます。
 - ②【中国文学】中国の言語文化理解の一端として、基礎的な知識を学びます。
 - ③【生命と生活の質特論】生命・生活・人生の質について皆さんと一緒に考え、認識を深めます。

- 申込み期間
 - ①・②：3月9日㈪～4月3日㈮必着
 - ③：3月9日㈪～4月24日㈮必着

- 受講料 5,000円（各授業の第1回目、受付時にお支払ください）

- 申込み・問い合わせ先
山口県立大学 地域共生センター
[☎083(928)3495]
[✉<https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/>]

**宇部、山口労働基準監督署からの
お知らせ**
**4月から電話番号が変わります
(ファックス番号は変更ありません。)**

- 宇部労働基準監督署
 - ・ 方面 [☎0836(31)4500]
(賃金・労働時間等労働条件に関する
こと)
 - ・ 安全衛生課 [☎0836(48)0089]
(労働災害防止・健康確保に関すること)
 - ・ 労災課 [☎0836(48)0090]
(労災保険の手続きに関すること)
 - ・ 宇部総合労働相談コーナー
[☎0836(31)4509]
- 山口労働基準監督署
 - ・ 方面 [☎083(922)1238]
 - ・ 安全衛生課 [☎083(600)0361]
 - ・ 労災課 [☎083(600)0362]
 - ・ 山口総合労働相談コーナー
[☎083(600)0370]

労働に関するご相談等、引き続きご
利用ください。

**「総合労働相談コーナー」
のご案内**

山口労働局では、労働局内及び各労働基準監督署内に「総合労働相談コーナー（無料）」を設置しています。労働者、事業主からの、解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせ（パワーハラスメントを含む）など労働問題に関するあらゆる分野のご相談を面談や電話でお受けしています。

●問い合わせ先

- ・ 秋芳町、美東町の人
山口労働基準監督署内（山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎1号館）
[☎083(600)0370]
- ・ 秋芳町、美東町以外の人
宇部労働基準監督署内（宇部市新町10-33 宇部地方合同庁舎）
[☎0836(31)4509]

**全国健康保険協会
特定健診のお知らせ**

全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入する40歳から74歳までの被扶養者は、特定健診を受診できます。

対象者へは、協会けんぽから特定健診の受診券が4月中旬に自宅宛てに送られます。受診券が届きましたら、健診実施機関へ予約のうえ、受診券と健康保険証を持って受診してください。

健診実施機関等については、協会けんぽ山口支部のホームページをご覧いただくかお問い合わせください。

●問い合わせ先

全国健康保険協会山口支部
保健グループ
[☎083(974)1501]
[✉<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/yamaguchi/>]

マイナンバーカードで マイナポイントが予約できます



令和2年度（9月）に、国がマイナンバーカードを活用した消費活性化策「マイナポイント」の実施を予定しています。

マイナポイントを利用するためには、マイナンバーカードを取得し、マイナポイントを予約（マイキーIDの設定）する必要があります。

市では、マイナポイントを予約するための端末を本庁舎1階の市民室、各総合支所の総合窓口課に設置しています。マイナポイントの予約を希望される人は、各窓口職員（本庁舎で予約を希望される場合は総合案内、各総合支所で予約を希望される場合は総合窓口課）にお声かけください。必要に応じて設定支援も行います。

なお、マイナンバーカードの取得については市民課住民係へ問い合わせください。



マイナポイント

マイナンバーカードを取得し、マイナポイントを予約した人を対象に、選択したキャッシュレス決済サービスで買い物に使えるポイント（キャッシュレスで2万円分のチャージ又は買い物をすると一人あたり上限5千円分）を国が付与する仕組みです。

マイキーID

マイナンバーカードのICチップ内の電子証明書を活用してインターネット上で利用するIDです。マイナポイントの予約により、マイキーIDが自動で付与されます。

※ご自分のパソコン（公的個人認証サービス対応のICカードリーダライタが必要）やスマートフォン（公的個人認証サービス対応）を使ってマイナポイントの予約もできます。

※ソフトウェアやアプリのインストールが必要です。

市役所の端末を利用してマイナポイントを予約する場合に

必要となるもの

- マイナンバーカード
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号（マイナンバーカード交付時に設定した4桁の暗証番号）

問い合わせ先

- 【マイナポイントの予約（マイキーID設定）に関する問い合わせ窓口】
総務課行政係 [☎0837(52)1110]
- 【マイナンバーカードの取得窓口】
市民課住民係 [☎0837(52)5230]